

## 2.前橋市における災害リスクの現状



### (1) 主なハザード区域の現状

洪水浸水想定区域は、市域南側で0.5m以上の浸水となる箇所が広範囲に広がっており、市街化区域と重複する箇所も多い。また、家屋倒壊等氾濫区域は利根川や桃ノ木川沿岸部に局所的に存在する。

土砂災害関連は、市域北側の山間部に点在しており、市街化区域等\*と重複する箇所は少ない。

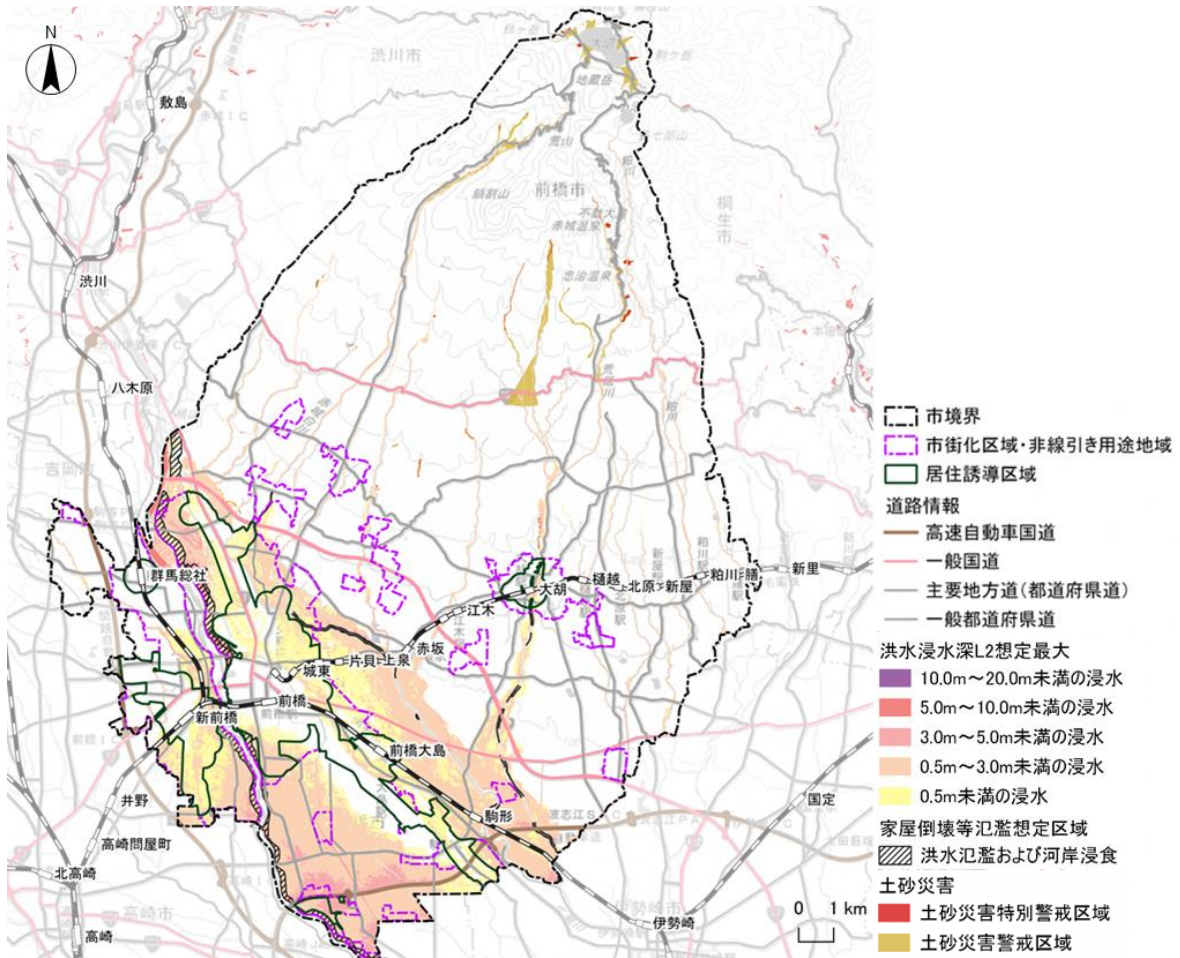


図 2-1 本市における主なハザード区域

※市街化区域について、非線引きである前橋勢多都市計画区域内においては、用途地域を指定している区域を示している。次頁以降も同様に示す。

## (2)災害種別における現状

### 1) 水害関連

#### ①洪水浸水深 L1 (計画規模)

10~100年に1回程度の降雨規模(1年間に発生する確率が1/10(10%)~1/100(1%)程度の降雨)を想定するL1をみると、前橋南部地区の居住誘導区域のほぼ全域、赤城白川と桃ノ木川が合流する箇所である北代田町周辺などの地区で浸水が想定される。



図 2-2 洪水浸水深 L1 (計画規模)



また、誘導施設との重なりを見ると、前橋南部地区において浸水深0.5m以上と重なる施設が見られるほか、居住誘導区域外においても浸水深0.5m以上と重なる施設が見られる。

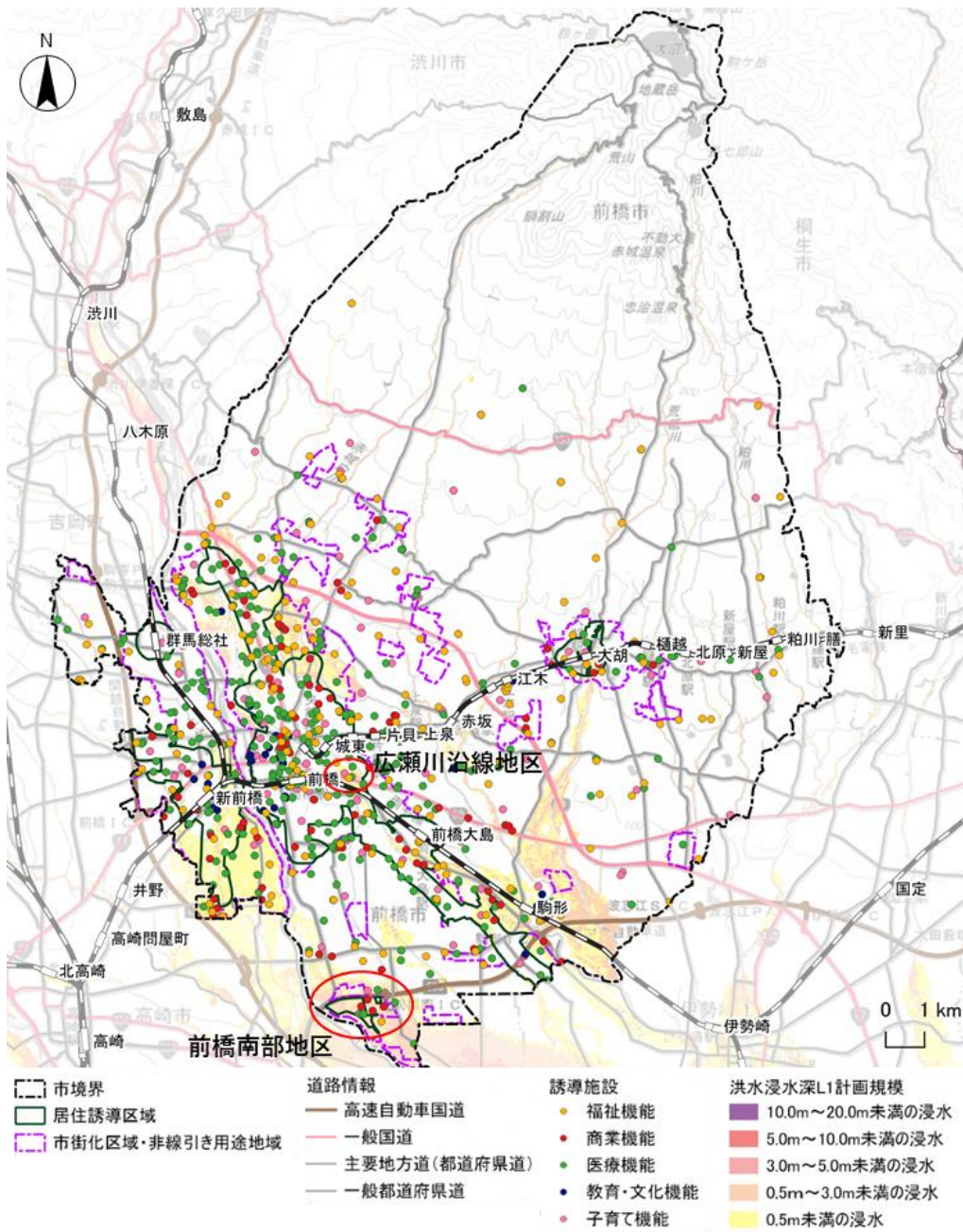


図 2-3 洪水浸水深 L1 と誘導施設の重ね合わせ

<参考>本市における建物用途別の現況

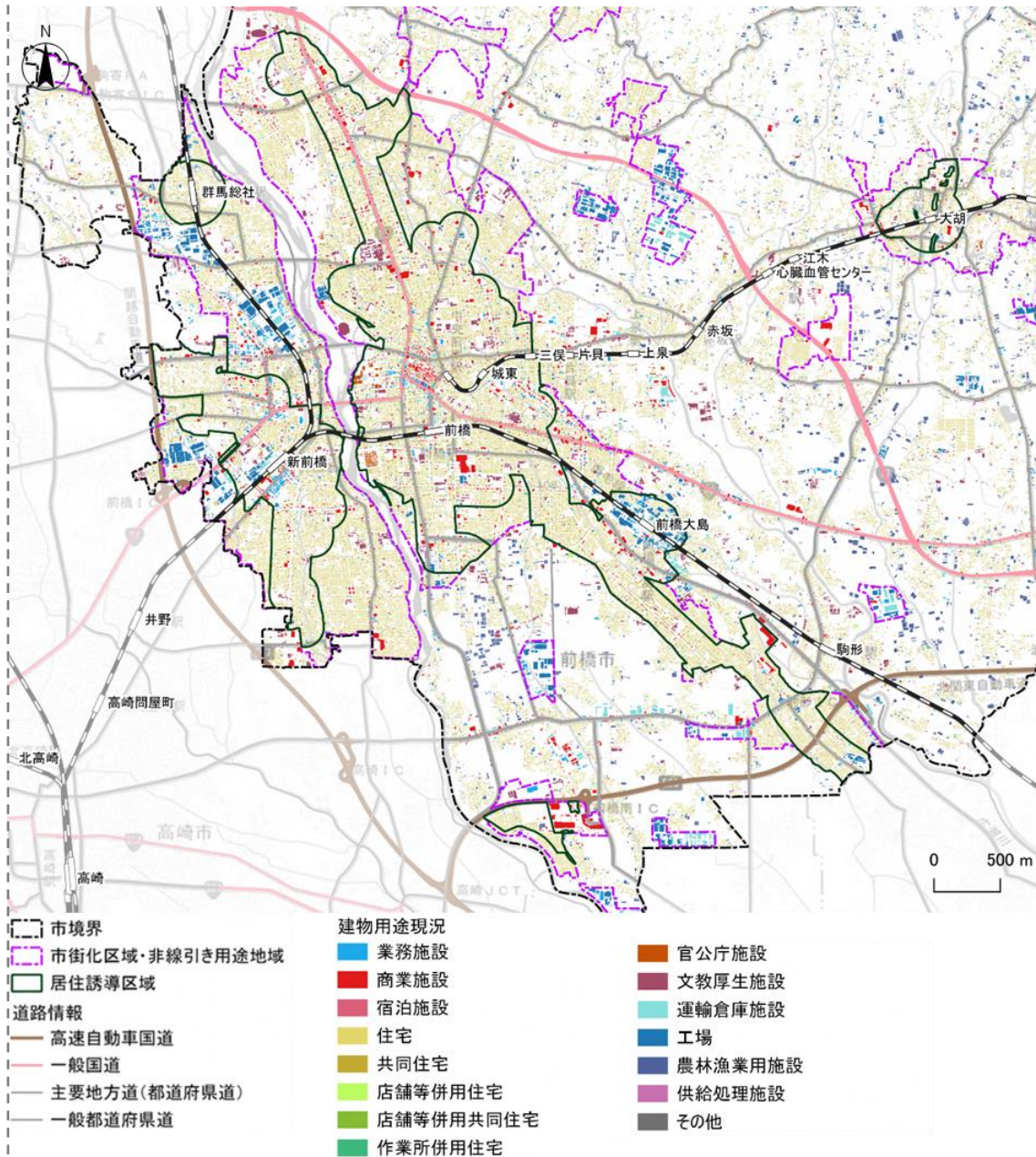


図 2-4 建物用途別現況図



<参考> 居住誘導区域に関する主な河川の位置

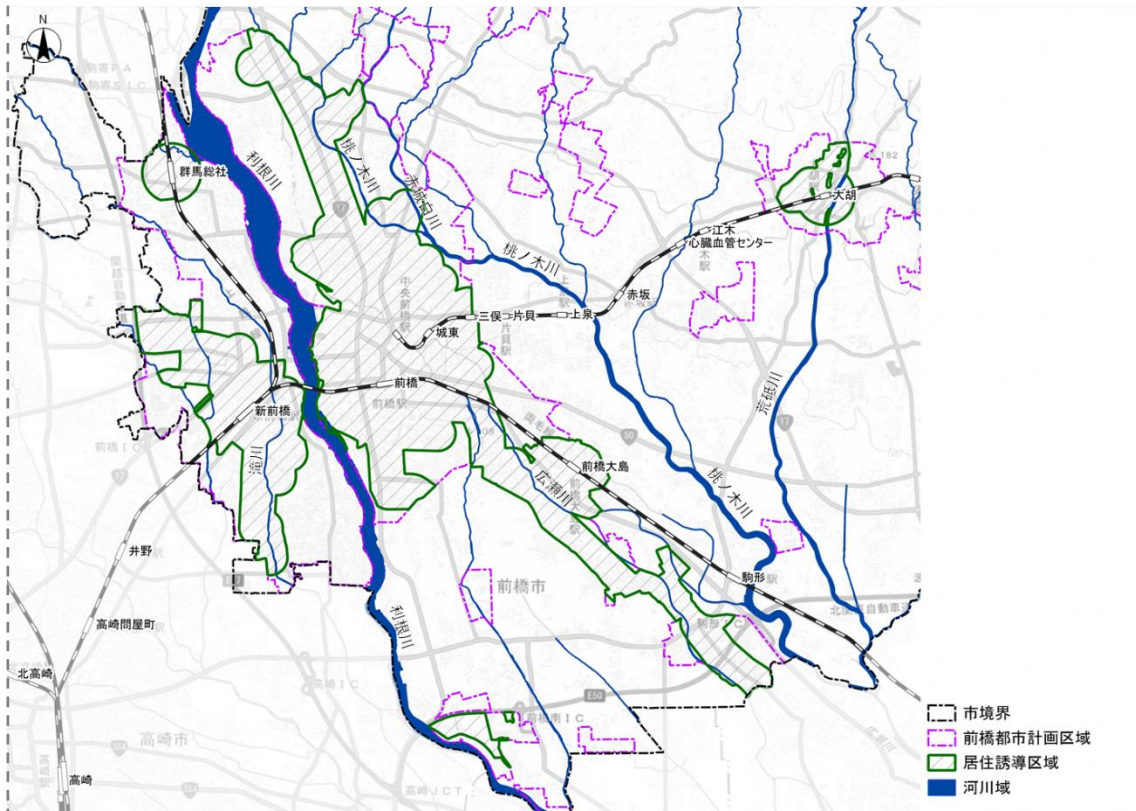


図 2-5 居住誘導区域に関する主な河川域

※水位周知河川（水防法）の指定がある河川は名称を付している。

## ②洪水浸水深 L2（想定最大）

1000年に1回程度の降雨規模（1年間に発生する確率が1/1000(0.1%)程度の降雨）を想定するL2をみると、前橋南部地区の居住誘導区域のほぼ全域、赤城白川と桃ノ木川が合流する箇所である北代田町周辺、六供町周辺地区などにおいては浸水が想定される。

特に前橋南部地区では3.0m以上になる箇所が多く存在している。

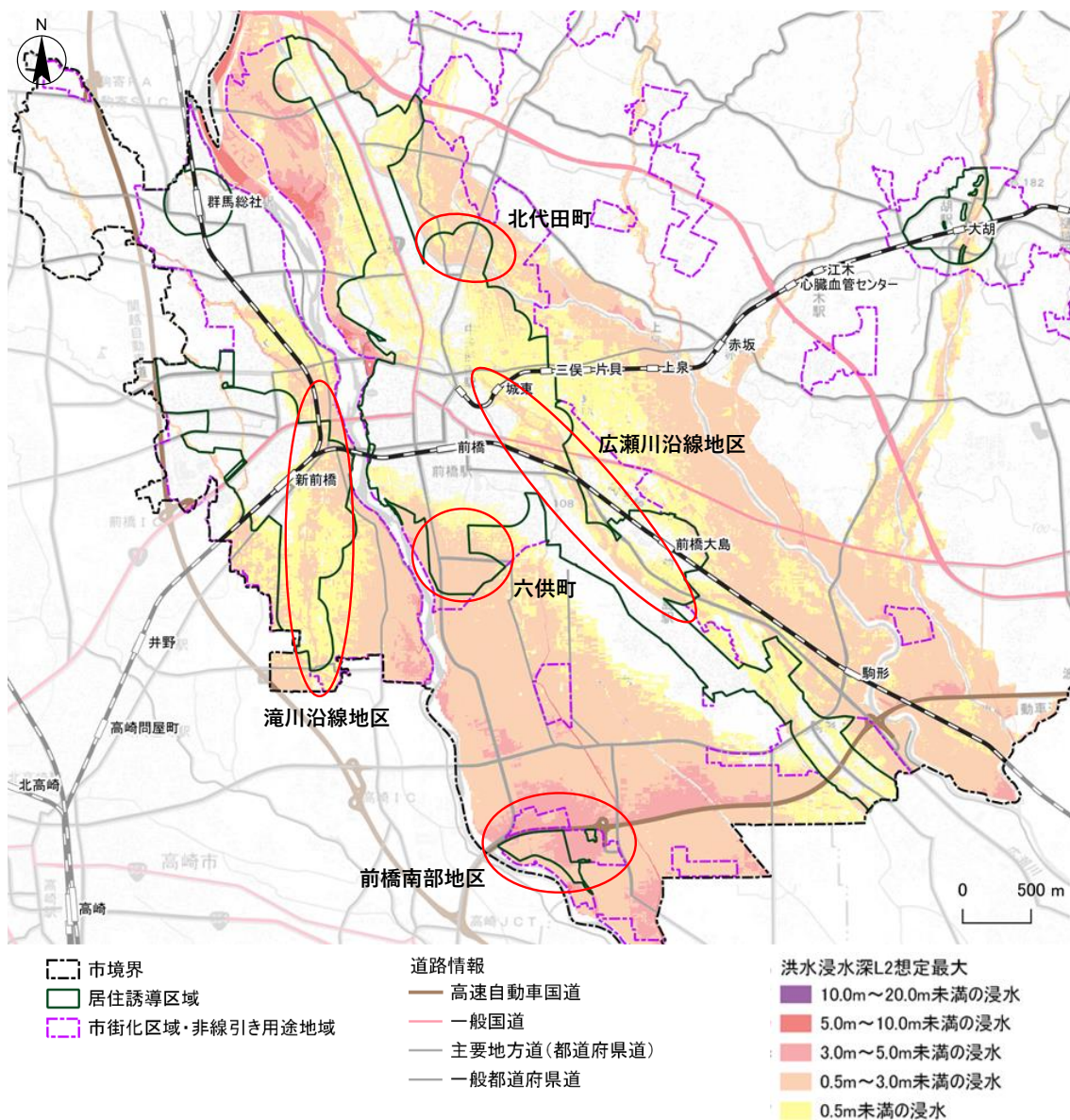


図 2-6 洪水浸水深 L2（想定最大）

＜参考＞前橋市における避難所の種類

表 2-1 前橋市における避難所の種類

区分	内容	指定箇所数
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震や洪水、土砂災害などが発生し、または、発生するおそれがある場合に、生命を守るために一時的に安全を確保するための場所。</li> <li>災害の種別ごとに避難可能な学校や公園などが指定されており、市立小中学校などは指定避難所も兼ねている。</li> </ul>	145 箇所
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後、避難者が一定の期間、避難生活を送るための施設であり、小中学校などが指定されている。</li> <li>避難生活を送る施設という役割のほか、地域における災害支援の拠点ともなる。また、市内で震度 5 強が観測された場合は、小中学校 67 校を一斉に避難所として開設しますが、風水害時に開設される避難所については、被害が想定される場所によって異なる。</li> </ul> <p>※参考資料編の居住誘導区域内における洪水浸水深 L1（計画規模）・L2（想定最大）との主な重複箇所に掲載の避難所は、当該避難所のうち洪水時に開設の避難所である</p>	78 箇所
自主避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風や前線を伴う大雨による影響等で、洪水や土砂災害発生の危険性が高くなると予想されるときに、一時的に避難者を受け入れるための施設。</li> <li>原則、食料や寝具等の用意はない。</li> </ul>	16 箇所
指定福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後、高齢者や障害者等の要配慮者が一定の期間、避難生活を送るための施設であり、社会福祉施設などが指定されている</li> <li>原則、指定避難所による受け入れを経て、開設される。</li> </ul>	113 箇所

出典：前橋市 HP

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/bousaikikikanrika/gyomu/2/hinanjo/34081.html>

（2023 年 7 月時点）



誘導施設との重なりを見ると、特に前橋南部地区では浸水深 3.0m を超える箇所に施設が立地している。

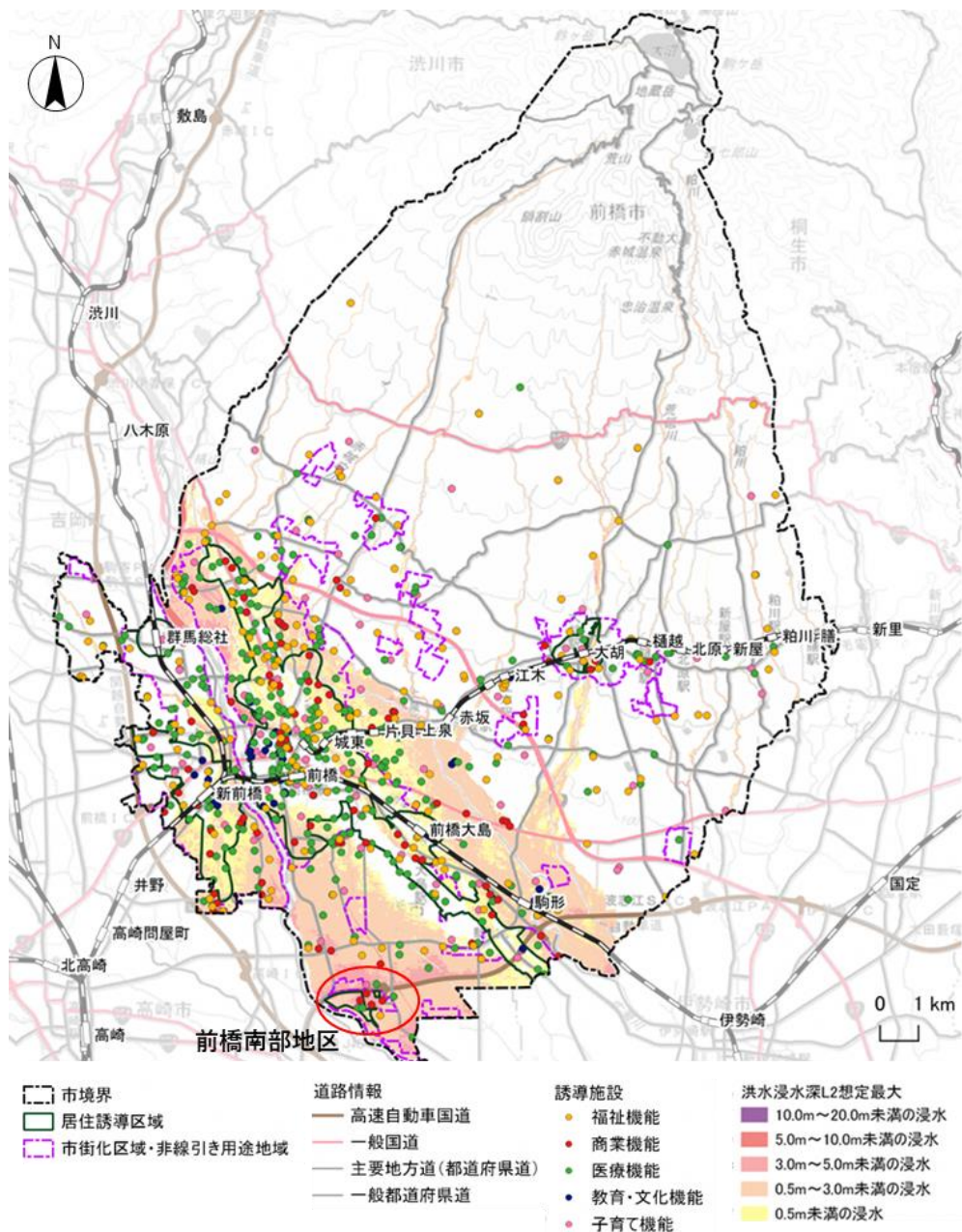


図 2-7 洪水浸水深 L2 と誘導施設の重ね合わせ

浸水深と人口分布の重ね合わせのうち居住誘導区域内での人口密度が高い箇所に着目すると、前橋南部地区、六供町周辺地区、北代田町周辺地区の40人/ha以上となっている一部の箇所において浸水深0.5m以上と重複している。

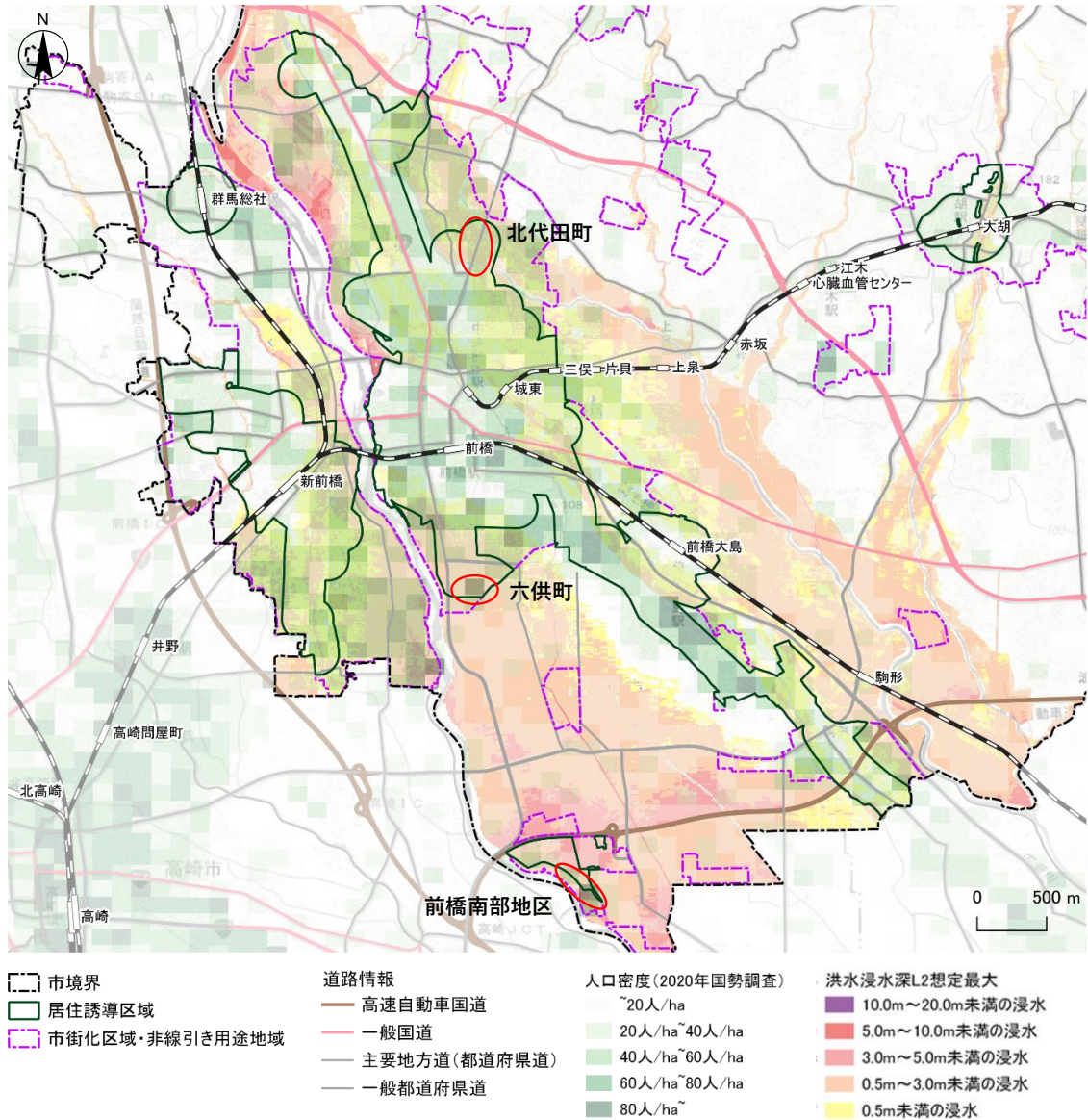


図 2-8 洪水浸水深 L2（想定最大）と 2020 年人口分析との重ね合わせ

出典：2020 年国勢調査 250mメッシュ別人口



医療施設、福祉施設、教育施設等の要配慮者施設※の立地状況（浸水想定区域内のみ）を見ると、居住誘導区域内外に存在しており、浸水深 0.5m 以上の箇所に立地する施設が一定数確認できる。

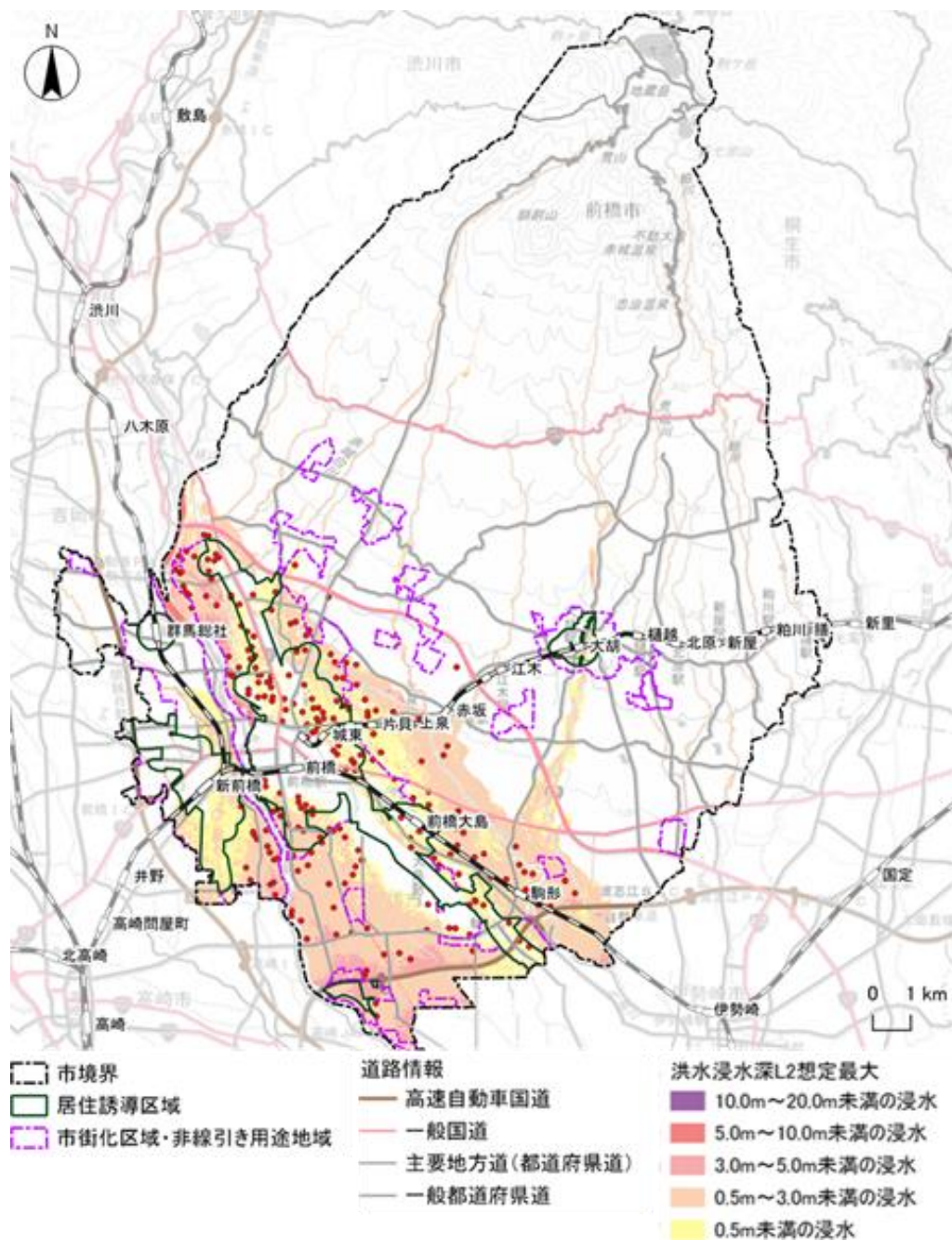


図 2-9 浸水想定区域内要配慮者施設の立地状況

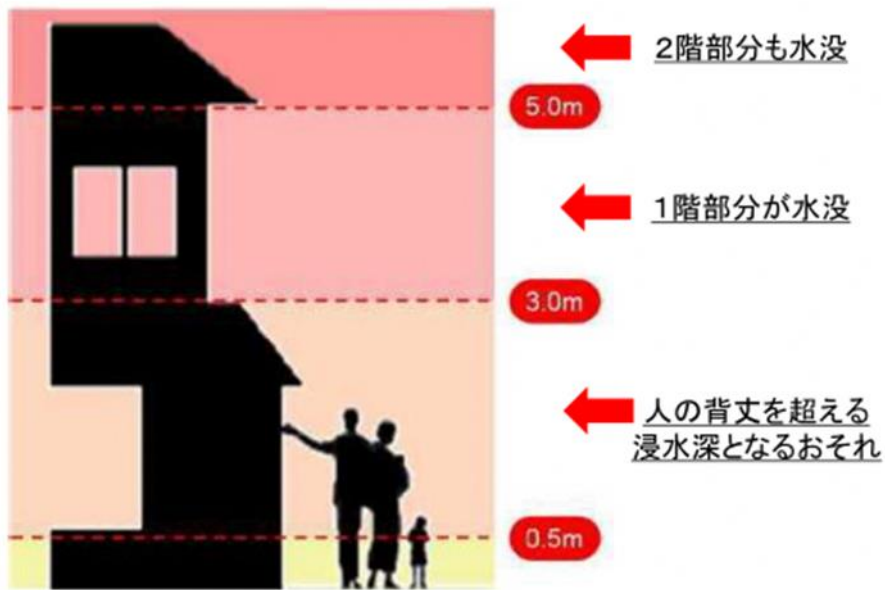
出典：地域防災計画（資料編）（令和 4 年 4 月版）

※要配慮者施設とは、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものである。



<参考> 浸水深と人的被害のリスク

- ・ 水防法（平成 27（2015）年改正）に基づき、洪水浸水想定区域は、「計画規模（L1）」「想定最大（L2）」の降雨で想定され、計画規模（L1）は、「河川整備の基本となる計画規模（前橋市内の河川は 30～100 年に 1 回程度の確率）の降雨」、想定最大（L2）は、「想定し得る最大規模（概ね 1000 年超に 1 回程度の確率）の降雨」とされている。
- ・ 浸水による人的被害のリスクの程度は浸水深から検討することが求められる。なお、2 階への垂直避難が困難な居住者の有無にも着目する必要がある。



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

図 2-10 浸水深と被害リスク

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和 4 年 4 月版）

### ③家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、利根川、桃ノ木川沿岸部に点在しており、グリーンドーム前橋や前橋公園地区といった居住誘導区域に近接する箇所においても指定されている。

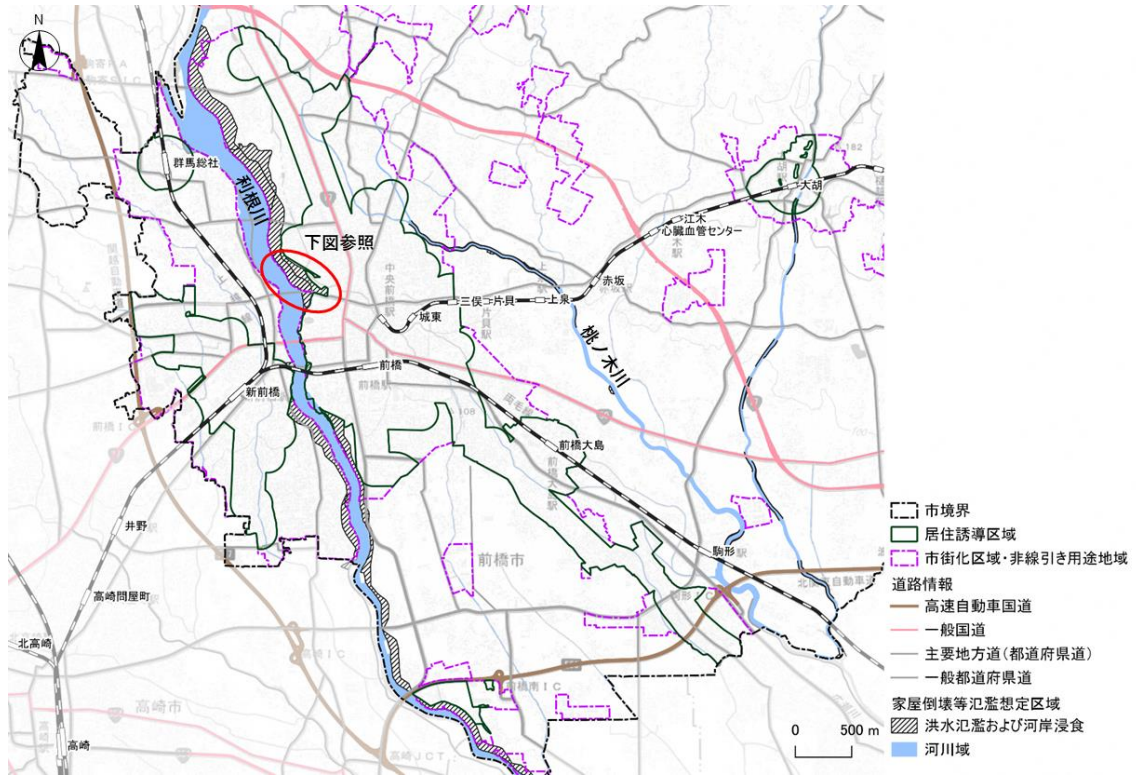


図 2-11 家屋倒壊等氾濫想定区域

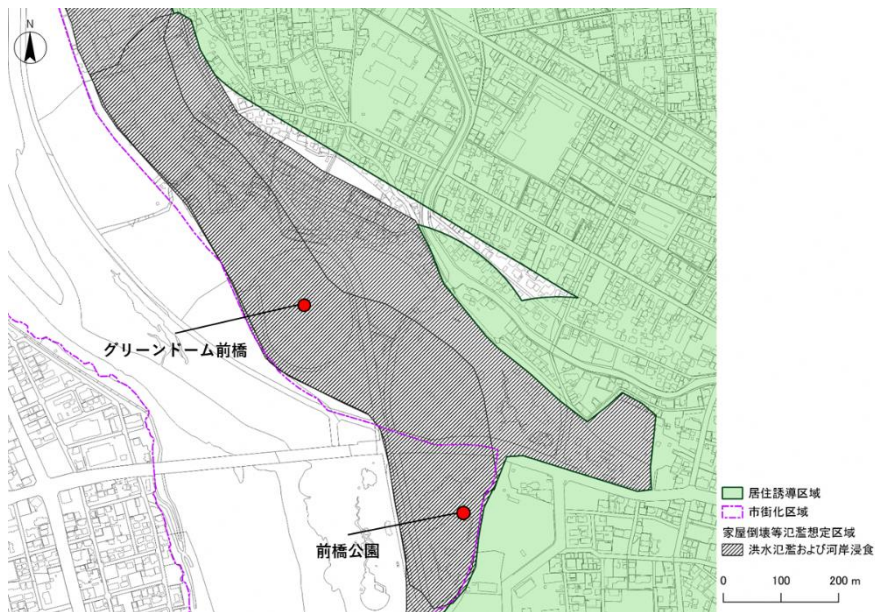


図 2-12 居住誘導区域に近接する家屋倒壊等氾濫想定区域

## 2) 土砂災害関連

### ① 土砂災害特別警戒・警戒区域

レッド・イエローゾーンをみると、多くが市域北側の山間部に点在しているが、大胡地区や群馬県庁西側では居住誘導区域に近接する箇所において指定（急傾斜地崩壊危険箇所）されている。

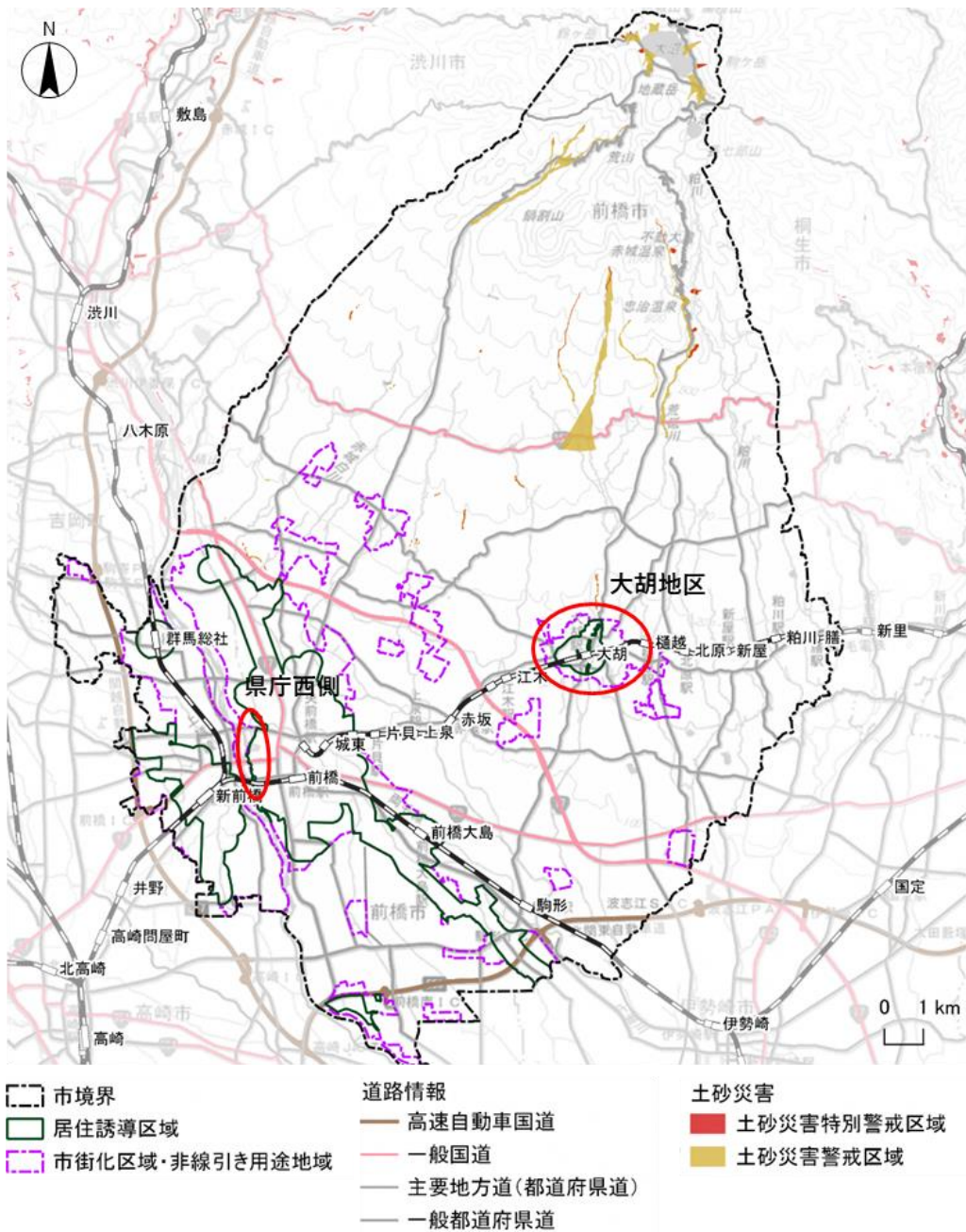


図 2-13 土砂災害特別警戒区域および警戒区域





図 2-14 土砂災害エリアが居住誘導区域に近接する箇所

※土砂災害特別警戒区域および警戒区域は居住誘導区域から除外されている。

<参考>土砂災害レッドゾーン・イエローゾーンの概要

- ・ 災害レッドゾーンである土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、原則として居住誘導区域に含めない。
- ・ 災害イエローゾーンである土砂災害警戒区域は、総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は原則として居住誘導区域に含めないとするべき。

区域	指定	(参考) 行為規制等	居住誘導区域設定上の取扱い (都市計画運用指針)	
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	原則として含めない こととするべき	
	地すべり防止区域 <地すべり等防止法>	国土交通大臣、 農林水産大臣		
	急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律>	都道府県知事		
イエローゾーン	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	なし	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含めないこととするべき

図 2-15 レッドゾーン・イエローゾーンの概要

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月版）

②大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は市域に点在しており、居住誘導区域内においては、大胡地区の南側の箇所、東善町の一部で存在する。

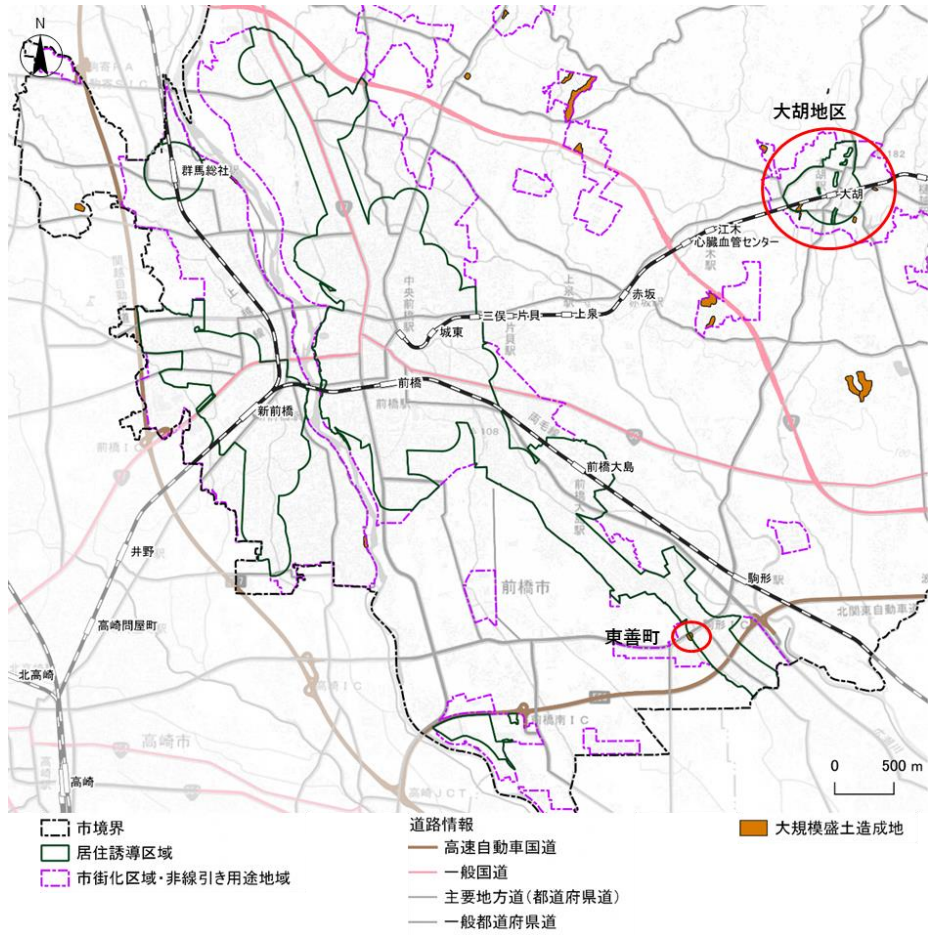


図 2-16 大規模盛土造成地

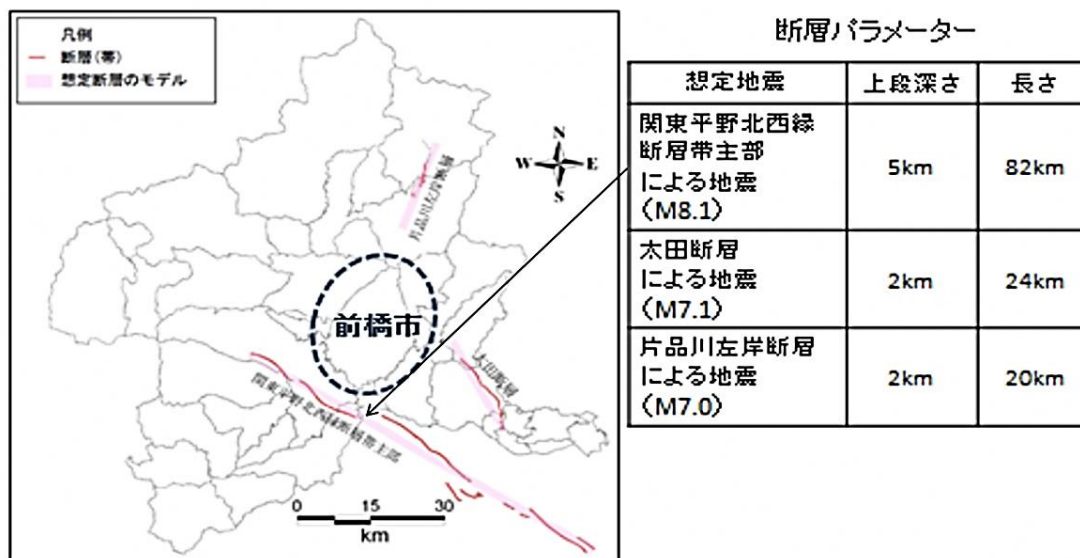


図 2-17 大規模盛土造成地が居住誘導区域に近接する箇所



### 3) 地震災害関連

本市においては、関東平野北西縁断層帯主部、太田断層、片品川左岸断層による地震想定がされている。市域に最も大きな被害をもたらすものは、関東平野北西縁断層帯主部による地震とされている。



想定地震の位置図  
(群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋)

2

図 2-18 想定地震の位置図

出典：前橋市 HP 地震被害想定 01.pdf (city.maebashi.gunma.jp)



① 想定震度分布

関東平野北西縁断層帯主部による地震想定は、市域全域で震度想定がされており、市域の大半で想定震度が6弱であり、一部では6強となっている。

居住誘導区域内においては大半の箇所想定震度が6弱となっている。

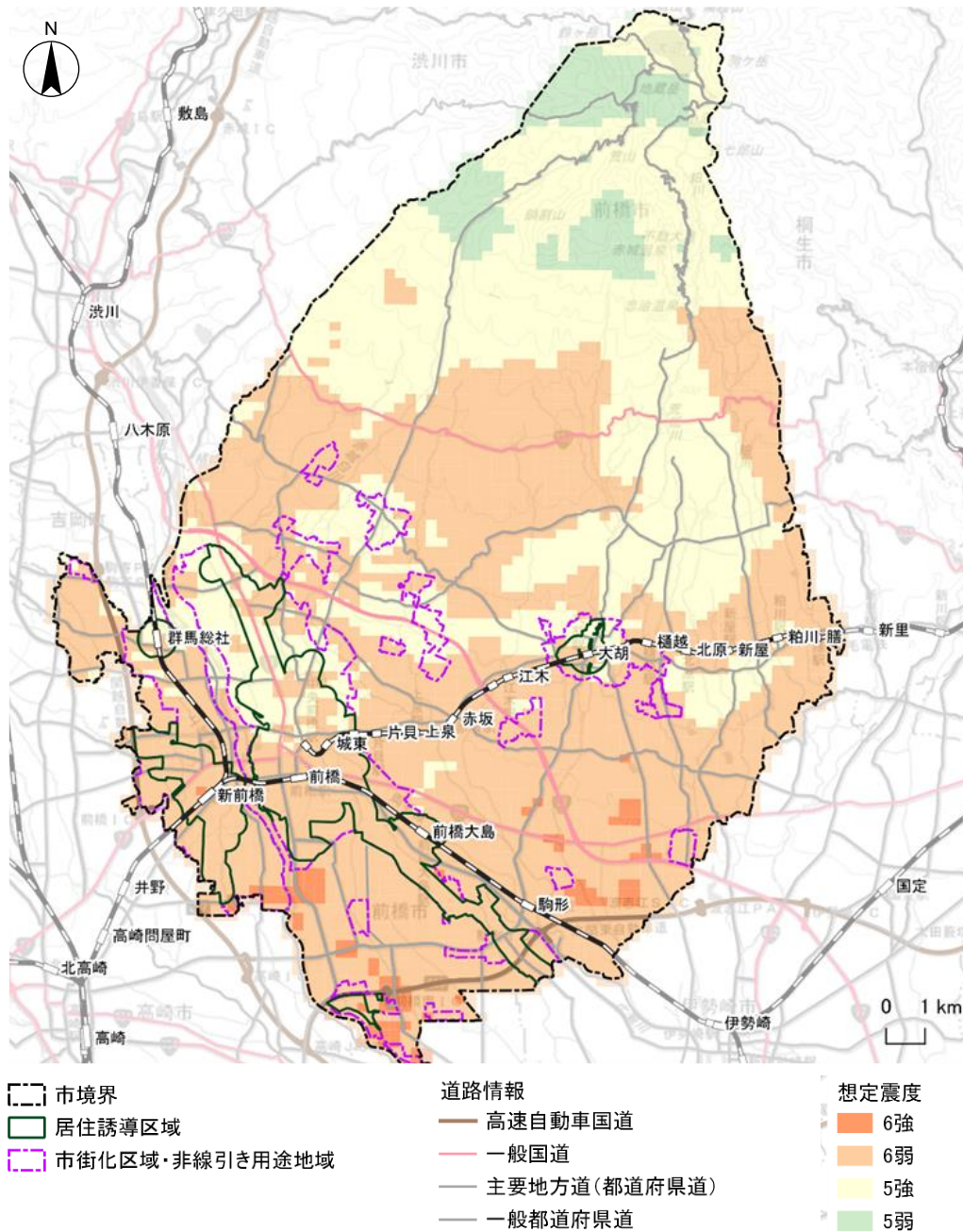


図 2-19 関東平野北西縁断層帯主部による地震想定（250m メッシュあたり）

## ②液状化危険度

液状化危険度をみると、居住誘導区域内において、若宮町、中央前橋駅周辺、朝日町、駒形町で高くなっている。

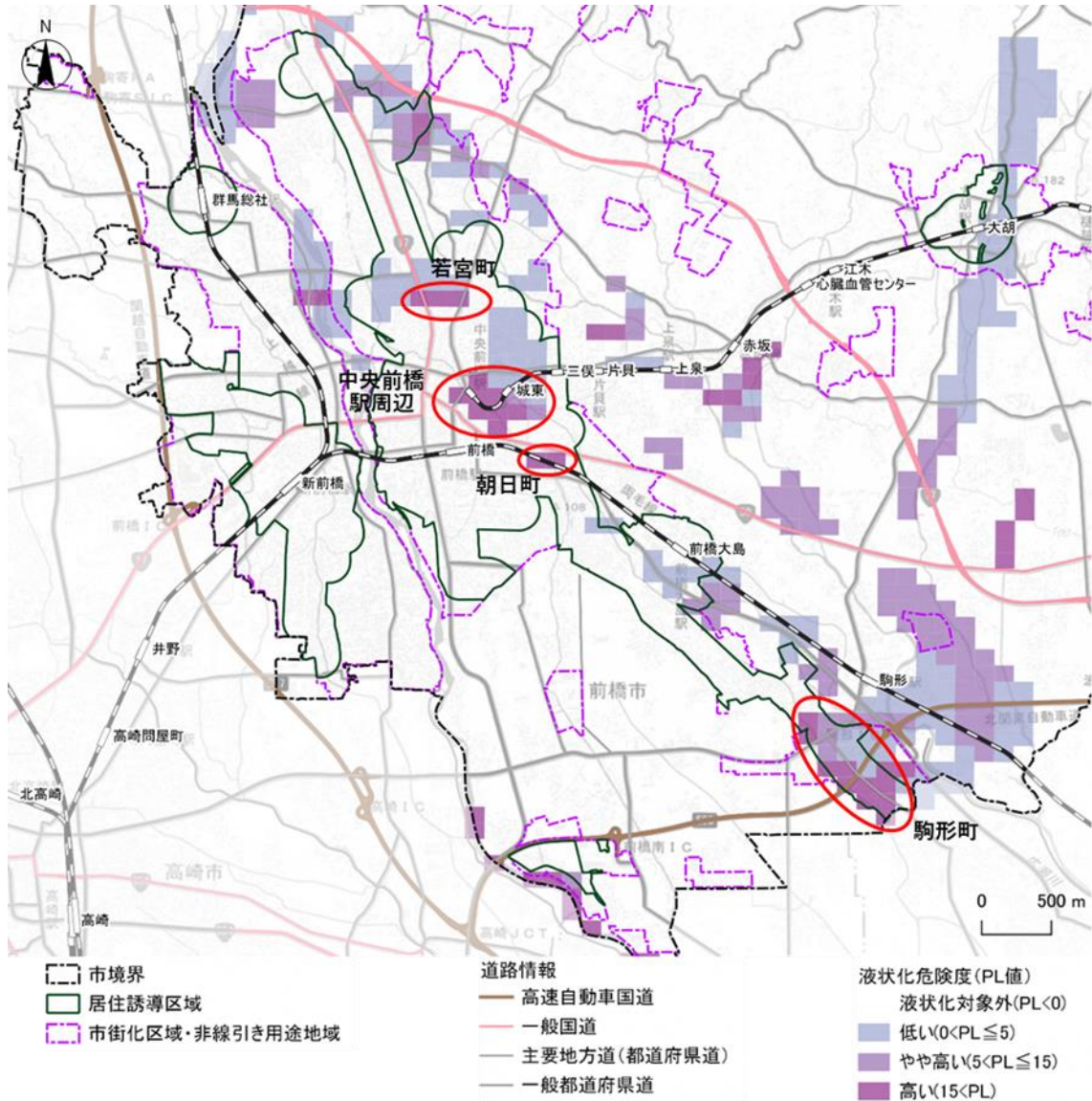


図 2-20 液状化危険度 (250m メッシュあたり)



③地震による建物全壊棟数

地震（関東平野北西縁断層帯主部）による建物全壊棟数は、居住誘導区域内においては大半で250mメッシュあたり1棟以下である。一方で、市街化調整区域において、250mメッシュあたり5棟以上などの箇所が点在している。

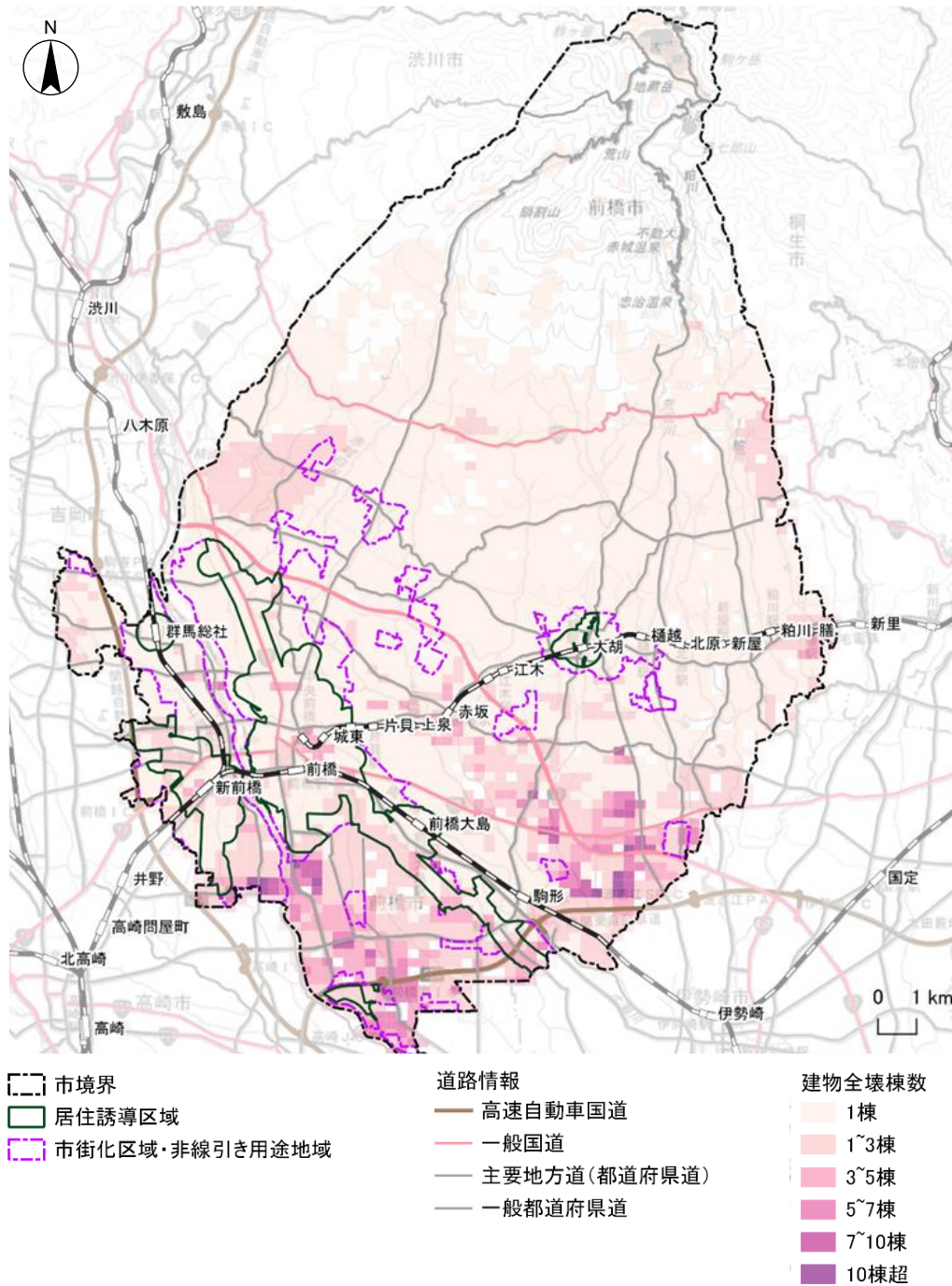


図 2-21 地震による建物全壊棟数（250mメッシュあたり）

#### 4) 噴火災害関連

気象庁 HP で公表されている活火山を確認すると、群馬県内においては、浅間山、草津白根山、日光白根山、赤城山、榛名山が該当する。上記のうち噴火警戒レベルが運用されている火山は、浅間山、草津白根山、日光白根山である。(なお、噴火警戒レベルとは、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものである。)

噴火警戒レベルが運用されている火山のうち群馬県において、浅間山、日光白根山については火山噴火ハザードマップが策定されている。

公表されている大規模噴火ハザードマップをみると、大規模噴火時において前橋市には噴石等の被害は想定されていない。

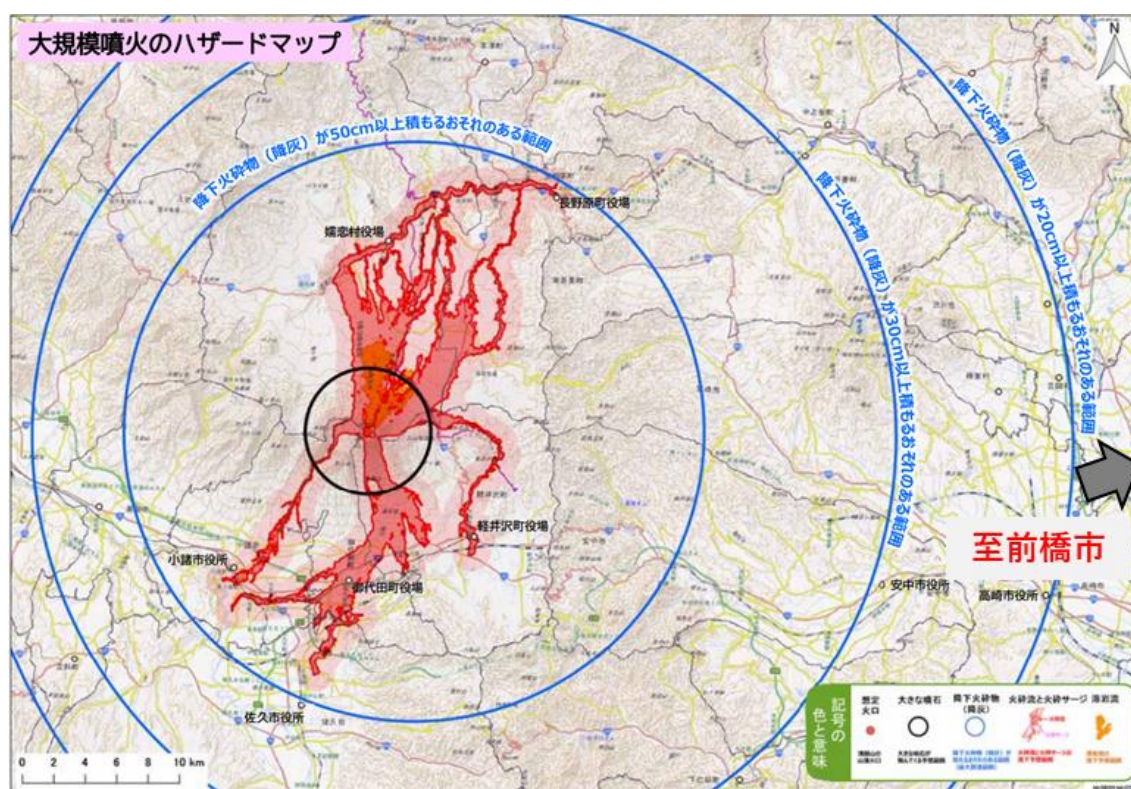


図 2-22 浅間山の噴火の影響範囲

出典：浅間山大規模噴火のハザードマップ（群馬県）



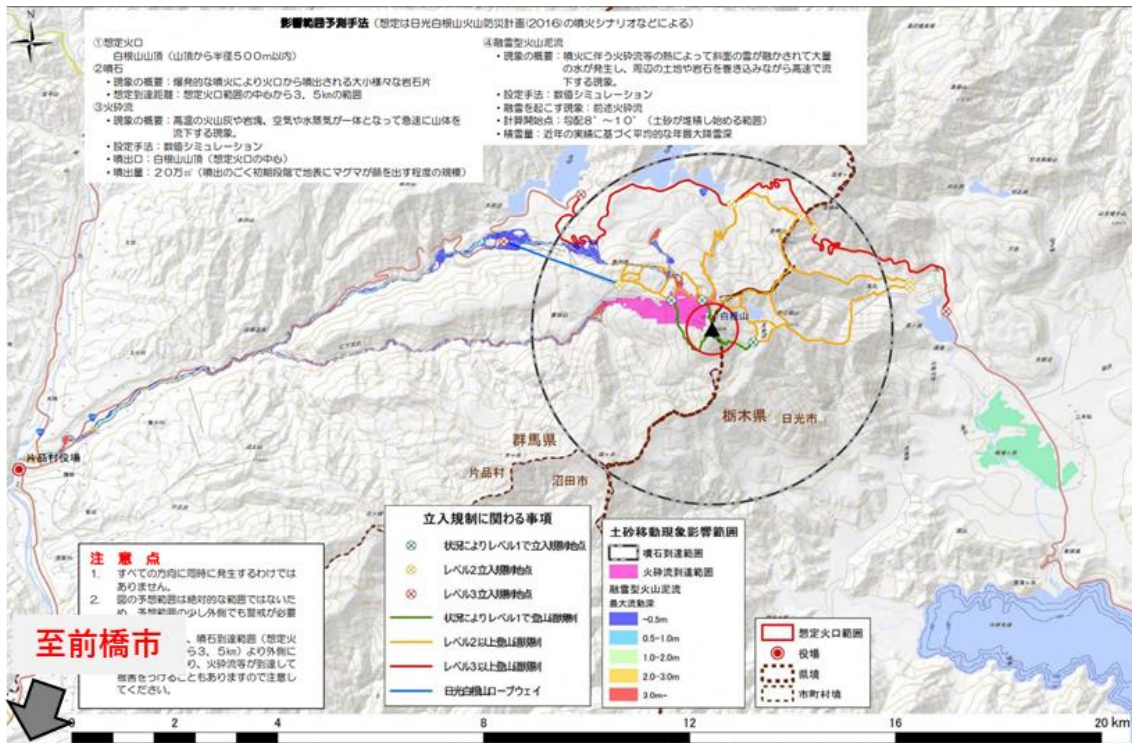


図 2-23 日光白根山火山の噴火の影響範囲

出典：日光白根山火山噴火ハザードマップ（群馬県）